

平成27年度群馬県公立中等教育学校入学者選抜実施要項

群馬県立中央中等教育学校・伊勢崎市立四ツ葉学園中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）の平成27年度入学者選抜は、この要項によって実施する。

1 応募資格

次の（１）、（２）のいずれにも該当する者とする。ただし、他の国公立学校へ出願している者は応募資格がないものとする。

（１）平成27年3月に、小学校又は特別支援学校の小学部（以下「小学校」という。）を卒業見込みの者

（２）保護者（児童に対して親権を行う者をいい、親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。）とともに県内に居住する者（入学日までに、保護者とともに県内に居住することが確実な者を含む。）

2 実施校及び募集定員

実施校及び募集定員については、「募集・選抜方法等一覧」（別表、17ページ）のとおりとする。

3 出願手続

（１）志願者は、「入学願書」（様式1-1、5ページ、「受検票」（様式1-2、6ページ～）を含む。）及び「志願理由書」（様式2、8ページ）を、在籍する小学校長（以下「小学校長」という。）を経由して志願先の中等教育学校長（以下「中等教育学校長」という。）に提出する。

なお、「入学願書」及び「受検票」の所定の欄に志願者の写真（縦4cm×横3cm、正面上半身脱帽で平成26年10月1日以降に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。）を貼付する。

受検料については、次のいずれかの方法により納付する。ただし、市立中等教育学校を志願する場合は、設置者が定めるところによる。

- ・ 群馬県収入証紙（群馬県証紙）による場合は、2,200円分の群馬県収入証紙（群馬県証紙）を「入学願書」に貼付する。
- ・ 払込書（様式3、9ページ）による場合は、「県立学校受検料払込書（全日制高等学校、中央中等教育学校）」に必要事項を記入の上、払込書の裏面に記載された金融機関で2,200円を事前に払い込み、その際に受け取る「領収済証明書」（領収印のあるもの）を「入学願書」に貼付する。

（２）小学校長は、当該志願者の「調査書」（様式4、10ページ）を中等教育学校長に提出する。

なお、調査書の作成に当たっては、「調査書の作成について」（別記、11ページ～）を参照する。

（３）入学願書等受付は、平成27年1月14日（水）、15日（木）に各中等教育学校で行う。

受付時間は、午前9時～午後4時とする。

なお、出願に当たっては、「入学願書」、「志願理由書」及び「調査書」をそれぞれの小学校で一括して出願する。ただし、志願者が1名の学校にあつてはこの限りではない。

(4) 中等教育学校長は、入学願書を受け付けたときに「受検票」(様式1-2、6ページ～)を交付する。

(5) 志願先の変更は認めない。

(6) いったん受領した出願書類及び受検料は返還しない。

4 県外からの出願

(1) 県外居住者で、一家転住等の特別な事情により、入学日までに保護者とともに県内に居住することが確実な者が出願する場合には、出願に先だって、中等教育学校長の承認を得なければならない。

(2) 志願者は、その事由を証明する資料を添えた「群馬県公立中等教育学校出願承認申請書」(様式5、13ページ)を、小学校長を経由して中等教育学校長に提出しなければならない。提出期間は平成26年11月17日(月)から平成26年12月24日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)の午前9時から午後4時までとする。

(3) 中等教育学校長は、事由を証明する資料を添えた「群馬県公立中等教育学校出願承認申請書」が提出された場合には、その可否について速やかに小学校長を経由して当該者に通知する。
なお、通知書の様式は特に定めていない。

(4) 事由を証明する資料については、次のうちいずれか一つとする。

ア 入学日までに新築した住宅に一家転住する場合は、建築許可に関する書類の写し

イ 入学日までに賃貸住宅等に一家転住する場合は、賃貸契約を証明する書類の写し

ウ 入学日までに保護者の転勤が明らかで、転居先が未定の場合については、保護者の所属長の転勤証明書(写しも可)

エ その他、やむを得ない事情がある場合は、その事由を証明するもの

(5) 中等教育学校長から出願を承認された志願者は、「3 出願手続」(1ページ)に従って出願する。

5 選抜検査等

(1) 適性検査等

受検生は適性検査Ⅰのほか、適性検査Ⅱ、面接及びパーソナルプレゼンテーション等のうちから中等教育学校長が定めた検査(「募集・選抜方法等一覧」(別表、17ページ))を受けなければならない。

なお、適性検査の内容は次のとおりとする。

ア 適性検査Ⅰ

問題解決能力、思考力、判断力等の多様な能力をみる。

イ 適性検査Ⅱ

与えられた文書、資料等について、考えたことや感じたことをまとめて表現する力をみる。

(2) 検査会場

検査会場は、各中等教育学校とする。

(3) 検査日程等

実施日 平成27年1月24日(土)

時間	8:10 ～ 9:00	9:05 ～ 9:20	9:30 ～10:15	適性検査Ⅰ終了後、各学校の定めた 時間により検査等を行う。
検査等	受付	諸連絡	適性検査Ⅰ	

(4) 携帯品

受検票、鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム、上履きとする。

なお、辞書機能等のある腕時計や携帯電話等の持ち込みは認めない。その他の携帯品については、必要に応じて中等教育学校長が定める。

(5) 配慮事項

検査を受検するに当たり、病気等の事情により特別の配慮を必要とする場合、保護者は、必ず事前に小学校長を通して、中等教育学校長に相談する。

6 選抜方法

(1) 中等教育学校長は、小学校長から提出された調査書、適性検査Ⅰ及び中等教育学校長が定めた検査(適性検査Ⅱ、面接、パーソナルプレゼンテーション等)の結果を総合して、選抜を行うものとする。

(2) 中等教育学校長は、入学者選抜のための資料の調査・処理等に当たっては、所属教員をもって選抜委員会を組織し、厳正を期するものとする。

7 合格者の発表

中等教育学校長は、合格者の受検番号を平成27年2月2日(月)午前10時に Web ページ上で発表するほか、午後1時に校内での掲示により発表する。

また、小学校長あてに「選抜結果通知書」(様式6、14ページ)を送付する。

8 入学予定者の手続

(1) 合格者の保護者は、平成27年2月2日(月)、3日(火)に中等教育学校長から「入学予定者証明書」(様式7、15ページ)の交付を受ける。受付時間は、2月2日(月)は午後1時～午後4時、3日(火)は午前9時～午後4時とする。

(2) 「入学予定者証明書」の交付を受けた保護者は、「入学予定者証明書」を添えて、中等教育学校に入学する旨を、入学予定者の住所の存する市町村教育委員会に平成27年2月6日(金)までに届け出なければならない。

なお、市町村教育委員会から別途指示がある場合は、それに従う。

(3) 入学予定者が、保護者の転勤等やむを得ない事情により入学を辞退しようとする場合は、「入学予定者証明書」を添えて、速やかに「入学辞退届」(様式8、16ページ)を、小学校長を経由して、中等教育学校長に提出しなければならない。

9 選抜等日程

事 項	期 日	備 考
群馬県公立中等教育 学校出願承認申請書 の提出	平成26年11月17日(月) ～ 平成26年12月24日(水)	県外居住者が一家転住等の特別な事情により出願する場合のみに必要である。 前記4による。
入学願書等受付	平成27年 1月14日(水) 平成27年 1月15日(木)	両日とも、午前9時～午後4時
選抜検査	平成27年 1月24日(土)	前記5による。
合格者発表	平成27年 2月 2日(月)	合格者の受検番号を午前10時に Web ページ上で発表し、午後1時に校内に 掲示する。 「選抜結果通知書」を志願者の在籍す る小学校長あてに送付する。
入学予定者証明書の 交付	平成27年 2月 2日(月) 平成27年 2月 3日(火)	2日(月)は、午後1時～午後4時 3日(火)は、午前9時～午後4時

10 各様式の取扱い

(1) 「入学願書」(様式1-1及び様式1-2)、払込書(様式3)

県内の市町村立小学校及び特別支援学校の小学部には、当該市町村教育委員会を通して配布する。また、県立学校の小学部、並びに県内の国立大学法人附属小学校及び特別支援学校の小学部には、直接配布する。

志願者は、配布された所定の「入学願書」用紙を使用し、提出書類を作成する。受検料を払い込みにより納付する場合には、配布された所定の「払込書」用紙を使用する。

(2) その他の様式

志願者及び小学校長は、要項の所定のページのコピー、または群馬県のホームページ(「子育て・教育・文化・スポーツ」>「学校・入試」>「入試情報」)からのダウンロード等により、提出書類を作成する。

11 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に県教育委員会教育長が定める。